購　入　仕　様　書

1　件名
保管庫　2個　外8点

2　品名、規格及び数量
保管庫　2個　外8点（別紙のとおり）
※1　別紙記載物品のうち、それを本来の用途に供するために組立て又は施工を要するものについては、すべてこれを施すこと。
※2　相当品で見積もる物品がある場合は、次の日時までに申請すること。

令和8年11月27日（金）　12時00分まで

3　納入場所
滋賀県大津市打出浜1番10号
近畿管区警察局滋賀県情報通信部　4階　情報技術解析課執務室

4　納入における一般的注意事項
（1）　本納入業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）は、発注者の許可なく各部屋及び各フロアに立ち入らないこと。
また、納入場所であっても発注者に立会いを求めるか、又は入室の許可を受けること。
（2）　作業従事者は、納入作業の安全性について十分留意し、事故防止を図ること。
（3）　作業従事者は、本業務において運搬物、建造物等に損傷を与えた場合は、発注者に速やかに報告し、指示を受けること。
（4）　作業従事者は、第三者が作業従事者であることを明らかに認識できるようにすること。
（5）　受注者は、作業日の7日前までに次の項目について発注者に通知すること。
・作業従事者の名簿
・車種及び車両ナンバー
（6）　受注者は、本業務において知り得た情報を他に漏洩しないこと。
（7）　納入作業時に使用できるエレベーターは貨物用エレベーター1台である。

5　納入期限
次の期限までに納入を完了し、検査に合格すること。
契約後60日

6　検査
本仕様書に基づき実施する。
※納入に際し納品書を添付すること。

7　見積書提出方法及び期限
見積書を提出する場合は、持参、郵送、FAXまたは電子メールのいずれかの方法で次の日時までに提出すること。

令和8年12月7日(月) 12時00分まで

8　見積書提出先及び問合せ先
滋賀県大津市打出浜1番10号
近畿管区警察局滋賀県情報通信部通信庶務課経理係
電話:077－522－1231(内線6043)
FAX:077－526－1161
電子メール:shiga.CGA@npa.go.jp

別紙

番号	品　　名	規　　格		数　量	備　　考
1	保管庫	豊國工業株式会社	HOS-HRLSX (両開き/鍵付き)	2 個	相当品可
2	保管庫用追加棚板	豊國工業株式会社	HOS-KDS	3 個	相当品可
3	保管庫用ベース	豊國工業株式会社	HOS-BS	2 個	相当品可
4	作業机	山善	MFD-1060ROWIV 幅1000×奥行600	2 個	相当品可
5	応接ソファ	サンコウ	SH-24-0040-DBR	1 個	相当品可
6	応接テーブル	山善	TCT-9045(DBR)	1 個	相当品可
7	OAチェア	EastForce	ErgoSiesta(ブラック)	9 個	相当品可
8	ホワイトボード	GOOLOO	NF-GLP-1812H-AW-SV 幅1200×高さ1800、シルバー	1 個	相当品可
9	キャスター脚	GOOLOO	NF-GLP-C4A4-AW(4個セット)、シルバー	1 個	相当品可

［見積書記載要領］

各社の見積書で結構ですが、以下のポイントは**必須**です。

御　見　積　書

見積書提出日を記載

令和　　年　　月　　日

近畿管区警察局滋賀県情報通信部長　殿

下記の通り御見積り申し上げます。

□□□□□株式会社
代表取締役　○○○○

住所　滋賀県大津市□□1番1号
TEL　077(○○○)○○○○

※担当者名(フルネーム)・担当者連絡先

※「社印」「代表者印」は担当者氏名等の記入があれば省略可能となりました。

消費税込の見積額を記載

合計金額　¥○○○,○○○－　(消費税込)

運搬費、設置費、その他本件購入物品をその用に供するために必要となる役務費についても算入する。

品　名　等	数　量	金　額
保管庫　2個　外8点	一式	○○○,○○○
消　費　税　等		○○,○○○
合　　計		○○○,○○○

仕様書に「相当品可」等と記載がある場合で、相当品で見積もる場合には、事前に担当者へ申請して承認を得て下さい。
※「オープンカウンター方式による見積依頼について」３(２)参照
相当品の場合は、相当品の規格を記載して下さい。

近畿管区警察局滋賀県情報通信部

オープンカウンター方式による見積依頼について

・　オープンカウンター方式とは、相手方を特定せず案件を公開し、一定の資格を有する見積参加業者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式で、随意契約を前提とした見積依頼です。

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記２の問い合わせ先までご連絡下さい。

≪留意事項≫

１　見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3)　警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4)　警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
（5）　上記のほか、案件ごとに参加資格を定めている場合には、当該参加資格を有している者であること。

２　問い合わせ先

近畿管区警察局滋賀県情報通信部 通信庶務課 経理係
〒520-8501　滋賀県大津市打出浜１番１０号
電話番号　０７７－５２２－１２３１
（ 内線　経理係：６０４２・６０４３ ）
ＦＡＸ番号　０７７－５２６－１１６１　電子メール　shiga.CGA@npa.go.jp
参加を希望する方は、上記の内線番号に連絡し「○○の見積依頼の件」とお伝え下さい。
担当者から説明いたします。
※ 見積書提出後は当該事業に関する異議の申し立ては受け付けません。

３　見積書の提出

(1)　見積書は、持参、郵送、ＦＡＸ、電子メールのいずれかにより提出することとし、締切日時必着とします。
(2)　仕様書に「相当品可」等の表示がある場合は、案件に係る相当品等による見積参加を認めます。但し、事前承認を必要とし、別途指定する期日までに相当品に係るカタログ又は仕様書を持参、郵送、ＦＡＸ又は電子メールのいずれかにより申請することとします。
(3)　見積書は上記２へ提出してください。

４　見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書はこれを無効とします。
(1)　必要な資格を満たさない者が提出した見積書
(2)　見積書の記載に不備があるもの
(3)　同一の見積りについて、２通以上提出された見積書
(4)　不当な価格のつり上げ（下げ）、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
(5)　金額を訂正した見積書
(6)　錯誤により提出されたと認められる見積書
(7)　誤字及び脱字等により意思表示が明確でないもの
(8)　提出期限までに到達しなかったもの
(9)　見積書等作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

５　契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格を満たす最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

見積額は、特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

６　見積合わせ結果について

契約の相手方に決定した事業者の方にのみ連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積提出期日後、上記２にお問い合わせいただければ、決定業者及び金額についてお伝えします。

７　契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。

（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

８　その他

(1)　見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。

(2)　上記５において、同価の見積が２者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。

(3)　参加者不在又は予定価格に達した見積書がない場合は、別途選定した者への見積依頼、又は随意契約の協議を行うことができるものとします。

(4)　契約担当官等の都合により事業を中止する場合があります。